

日本脳炎予防接種について

平成 27 年 10 月

▶従来の定期接種

- ▶ I 期と II 期救済措置の対象年齢の拡大:平成 17 年度から平成 21 年度の積極的勧奨接種の差し控えの間に接種機会を逸した者(=平成 7 年 6 月 1 日から平成 19 年 4 月 1 日までの間に生まれた者)は、平成 25 年 4 月 1 日より定期接種として接種が再開しています
- ▶平成 19 年 4 月 2 日～平成 21 年 10 月 1 日までの間に生まれた者が、I 期末接種分を II 期(9 歳～13 歳未満)の間に接種できるよう救済措置が拡大しました。

▶定期接種

予防接種名		接種をすすめる年齢 (標準的な接種年齢) <無料で受けられる年齢 (対象年齢) >	接種方法と回数
日本脳炎	I 期 初回	3 歳 <生後 6 ヶ月～7 歳 6 ヶ月未満>	6 日～28 日の間隔で 2 回
	I 期 追加	4 歳 <生後 6 ヶ月～7 歳 6 ヶ月未満>	1 期初回終了後おおむね 1 年 (11～13 カ月) あけて 1 回
	II 期	9 歳<9 歳～13 歳未満 >	1 回

平成 17 年にマウス脳由来の日本脳炎ワクチン(旧ワクチン)を接種した後に重症の急性散在性脳脊髄炎を発生した事例があったことから、平成 17 年 5 月 30 日より厚生労働省は積極的な勧奨接種を差し控えてきました。この間、平成 21 年 6 月 2 日より乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン(新ワクチン)が接種できるようになり、平成 22 年 4 月より 3 歳で I 期初回接種が積極的な勧奨になりました。新ワクチンは I 期のみ接種が可能でしたが、平成 22 年 3 月で旧ワクチンの供給が終了し、II 期の定期接種は事実上できなくなりました。平成 22 年 8 月 27 日、新ワクチンの供給量が改善され、II 期の定期接種にも新ワクチンが使用できるようになりました。また同時に、積極的勧奨接種の差し控えの間に接種機会を逸した者への救済措置(I 期の未接種分の問診票を使って II 期に接種して基礎免疫をつける)が行われるようになりました。さらに平成 17 年度から平成 21 年度の積極的勧奨接種の差し控えの間に接種機会を逸した者(=平成 7 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までの間に生まれた者)を平成 25 年 4 月 1 日より定期接種の対象者に追加され接種ができるようになりました。

▶横浜市の I 期・II 期救済措置の対象年齢拡大

横浜市では、厚生労働省の通達を受け、平成 17 年度から平成 21 年度の積極的勧奨接種の差し控えの間に接種機会を逸した者(=平成 7 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までの間に生まれた者)を、平成 23 年 6 月 1 日より従来の定期接種の対象者に追加され接種ができるようになりました。このため「7 歳半以上 9 歳未満の者」及び「13 歳以上 20 歳未満の者」も定期接種の対象者として接種できるようになりました。

●救済措置:定期接種対象者の拡大

第 I 期	生後 6 ヶ月～20 歳未満 【注意】このうち、①7 歳半～9 歳未満の者、②13 歳～20 歳未満の者は生年月日が平成 7 年 4 月 2 日～平成 19 年 4 月 1 日の間にあること
第 II 期	9 歳～20 歳未満 【注意】このうち、13 歳～20 歳未満の者は生年月日が平成 7 年 6 月 1 日～平成 19 年 4 月 1 日の間にあること

[平成 19 年 4 月 2 日～平成 21 年 10 月 1 日までの間に生まれた者](救済の拡大 H27. 8. 20)

II 期(9 歳～13 歳未満)の間に、1 期の規定の回数(3 回)を接種できなかった場合、不足している回数分を公費で接種できます。ただし 7 歳半～9 歳未満の間は、公費での接種はできません。

●救済措置:接種方法

第 I 期の期間中における接種回数	II 期接種	
0 回または不明	I 期予診票 3 枚 + II 期予診票(*)	
1 回	I 期予診票 2 枚 + II 期予診票(*)	
2 回	2 回目から 5 年未満	I 期予診票 1 枚 + II 期予診票(*)
	2 回目から 5 年以上	I 期予診票 2 枚(*) + II 期予診票(*)

(*)1 期末接種者に対する救済措置と II 期の予診票の入手方法について

「母子健康手帳」及びお子様の年齢が分かる「健康保険証」等をご持参のうえ、居住区の区役所健康づくり係で相談してください。

◆申し込み方法

接種をご希望の方は、下記厚生労働省「日本脳炎ワクチン接種に係る Q&A」と横浜市「日本脳炎定期予防接種について」をよく読み、直接受付にお申し込みください(電話:045-849-4141)。

◆日本脳炎に関する詳細情報につきましては、以下のウェブサイトをご覧ください。

- ・厚生労働省「日本脳炎ワクチン接種に係る Q&A」
<http://www.mhlw.go.jp/qa/kenkou/nouen/index.html>
- ・横浜市「日本脳炎定期予防接種について」
<http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/hokenjo/genre/kansensyo/vaccination/nichinou2.html>